

平成 30 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 50 号議案～第 68 号議案

平成 30 年 6 月 4 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 50 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 10 号))	1 専決書 別冊
第 51 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 52 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
第 53 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 54 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 55 号 議案	舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例制定について	11
第 56 号 議案	舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	40
第 57 号 議案	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について	45
第 58 号 議案	舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について	60
第 59 号 議案	舞鶴市認定こども園条例制定について	62
第 60 号 議案	舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について	66
第 61 号 議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	72
第 62 号 議案	舞鶴市公民館条例及び舞鶴市文化施設条例の一部を改正する等の条例制定について	91
第 63 号 議案	舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	104

第 64 号議案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	105
第 65 号議案	舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	108
第 66 号議案	工事請負契約について(舞鶴親海公園災害復旧工事)	109
第 67 号議案	工事請負契約の変更について((仮称)舞鶴こども園整備工事)	111
第 68 号議案	市道路線の認定及び変更について	113

第 50 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 29 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 10 号)(専決第 2 号)

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 51 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 3 号)

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

専決第 3 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に、「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び第 101 条第 2 項」を「、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項並びに第 140 条第 2 項」に改める。

第 36 条の 2 第 2 項中「によって」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第 1 項」を「までに、同項」に改め、同条第 6 項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第 7 項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第 8 項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第 47 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 47 条の 5 第 1 項」との右に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第 48 条第 7 項中「第 52 条第 2 項」を「第 52 条第 4 項」に改め、同項を同条第 9

項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に、「の課税標準として」を「を課税標準として」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合におい

て、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第2条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第2条の2の2第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、

「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第7条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第13項を同条第18項とし、同条第12項を同条第17項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第9項を同条第11項とし、同項の次に次の3項を加える。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第7条の2第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の3第3項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項

各号列記以外の部分中「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 7 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 30 項」を「附則第 12 条第 21 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 22 項」に改め、同条第 8 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同条第 9 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同条第 10 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 12 項各号」を「附則第 7 条第 11 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同条第 11 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に、「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 8 条の前の見出し及び同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 8 条の 2 を削る。

附則第 8 条の 3 中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号)附則第 10 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「(当該規定を地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条を附則第 8 条の 2 とする。

附則第 9 条(見出しを含む。)中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 10 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 6 号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 8 条に」を「附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(次項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 55 号議案

舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市体育施設条例(昭和 49 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(開館・開場時間及び休館・休場日)

第 5 条 施設の開館・開場時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者又は市長が必要と認めるときは、変更することができる。

名称	開館・開場時間
舞鶴東体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
岡田由里テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
北吸多目的施設	午前 9 時から午後 9 時まで

2 施設の休館・休場日は、規則で定めるものとする。

第 6 条第 2 項中「前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)」を「施設等の利用承認」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第 1 第 1 項、別表第 2 第 1 項及び別表第 3 第 1 項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者又は市長が必要と認めるときは、これらの項に定める午前、午後及び夜間の区分(岡田由里テニスコートにあつては、

午前及び午後の区分)において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。

第14条中「命じる」を「命ずる」に改める。

第17条第2項中「第6条から第12条まで(」を「第5条から第12条まで(第5条第2項及び)」に改め、同項中「において」の右に「、第5条第1項ただし書中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と」を加え、「同条第2項」を「同条第2項ただし書及び第3項」に、「及び第9条」を「並びに第9条」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第10条関係)

舞鶴東体育館利用料金

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分				利用時間区分			
				午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
競技場	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	円 4,800	円 6,400	円 8,100	円 19,300
		に利用する場合	入場料を徴収する場合	19,200	25,600	32,400	77,200
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	14,400	19,200	24,300	57,900
	に利用する場合	入場料額(最高額。以下を同じ。)	96,000	128,000	162,000	386,000	

		徴収する場合	2,000円未満				
			2,000円以上	100,800	134,400	170,100	405,300
部分利用	アマチュアスポーツに利用する場合(入場料を徴収しない場合)	競技場の2分の1を利用する場合		2,850	3,800	4,950	11,600
		競技場の4分の1を利用する場合		1,500	2,000	2,550	6,050
スポーツスタジオ	スタジオルーム			1,350	1,800	1,800	4,950
	多目的ルーム1			600	800	900	2,300
	多目的ルーム2			750	1,000	1,050	2,800
トレーニング	全面利用		競技場を全面利用する場合の利用料金の2割相当額				
	個人利用	児童・生徒		200	200	200	—
	(1人)	一般		300	300	300	—

場	つ					
	き)					

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。
 - 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
 - 3 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、午前9時までの利用にあつては午前の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後9時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
 - 4 児童・生徒が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。
 - 5 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用するときの基本額は、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が2,000円未満の場合の額とする。
- 2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
 - 3 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額の5割相当額とする。
 - 4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。
 - 5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時

間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第2(第12条の2関係)

岡田由里テニスコート使用料

- 1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用時間区分		
	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)
テニスコート(1面につき)	1,000円	1,000円	2,000円

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき250円とする。
- 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 前2項の規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第3(第12条の2関係)

北吸多目的施設使用料

- 1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用時間区分			
	午前(午前9時～午後1時)	午後(午後1時～午後5時)	夜間(午後5時～翌午前9時)	全日(午前9時～午後5時)

		時から午後 1 時まで)	時から午後 5 時まで)	時から午後 9 時まで)	時から午後 9 時まで)
第 1 ホー ル	全面	円 1,800	円 2,100	円 2,600	円 6,500
	2 分の 1	1,000	1,200	1,400	3,600
第 2 ホー ル	全面	1,400	1,800	2,000	5,200
	2 分の 1	800	1,000	1,200	3,000

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1 時間につき、午前 9 時までの利用にあつては午前の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後 9 時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。
- 2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 3 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第 1 項の基本額に当該基本額の 5 割相当額を加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、前項の規定により算出した額に当該額の 5 割相当額を加算した額とする。
- 4 前 3 項の規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(舞鶴市市民交流センター条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市市民交流センター条例(昭和 49 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「教養文化及び衛生」を「地域住民の交流」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 人権に係る啓発及び広報に関すること。

第4条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条第1項中「附属設備等」を「附属設備(以下「施設等」)」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「又は内容を変更しようとするとき」を「を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合」に改める。

第5条の見出しを「(利用承認の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「該当する」の右に「と認められる」を加え、「センターの使用」を「施設等の利用」に改め、同条第1号中「公の」を「その利用が公の」に改め、「秩序」の右に「を乱し、」を加え、同条第2号中「営利」を「その利用が営利」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他施設等の管理運営上支障があるとき。

第6条の見出しを「(利用承認の取消し等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。）」が」を「市長は、」に改め、「該当する」の右に「と認められる」を加え、「、市長は」を削り、「その使用の承認」を「施設等の利用の承認(以下「利用承認」という。）」に、「取消し」を「取り消し」に、「使用を」を「利用を」に、「停止し、又は退去を命じる」を「停止する」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。

(2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。

(3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。

(4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。

(5) 施設等の管理運営上支障があるとき。

第6条第2項中「前項の措置により使用者に」を「前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって」に、「生ずることがあっても、市は、」を「生じても、市長は」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料等)

第7条 センターの利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必

要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第7条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用承認」を「利用承認」に改め、「受けた」の右に「施設等その」を加え、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「その利用の」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(入館の制限等)

第9条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第11条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

施設区分	使用料(1時間当たり)
集会室、調理室及び多目的利用室	200円
会議室	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 利用者が市外居住者である場合の使用料は、上表に定める額に15割を乗

じて得た額とする。

(舞鶴市郷土資料館条例の一部改正)

第3条 舞鶴市郷土資料館条例(昭和50年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを次のように改める。

(入館料)

第3条 郷土資料館の展示品を観覧しようとする者(以下「入館者」という。)は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則等に違反した場合
- (2) 他の入館者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、郷土資料館の管理上支障があると認められる場合

(損害賠償)

第5条 郷土資料館の施設若しくは設備又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

区分	入館料	
	個人	団体
一般	1人1回につき100円	1人1回につき70円
学生	1人1回につき50円	1人1回につき30円

備考

- 1 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
- 3 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。

(舞鶴市勤労者福祉センター条例の一部改正)

第4条 舞鶴市勤労者福祉センター条例(昭和54年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、変更することができる。

2 センターの休館日は、規則で定めるものとする。

第6条第2項中「前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)」を「施設等の利用承認」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 センターの利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、センターの利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。

第13条中「命じる」を「命ずる」に改める。

第16条第2項中「第6条から第11条まで(」を「第5条から第11条まで(第5条第2項及び)」に改め、「この場合において、」の右に「第5条第1項ただし書及び)」を加える。

別表第1項の表を次のように改める。

施設区分	利用時間区分			
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時30分まで)	全日(午前9時から午後9時30分まで)

	円	円	円	円
ホール	5,650	7,550	6,600	19,800
洋室 1	1,100	1,500	1,300	3,900
洋室 2	1,300	1,750	1,500	4,550
和室 1	1,300	1,750	1,500	4,550
和室 2	1,300	1,750	1,500	4,550

備考 ホールについて、その 2 分の 1 を利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とし、その 4 分の 1 を利用する場合の基本額は、この表に定める額の 2.5 割相当額とする。

別表第 2 項を次のように改める。

2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

別表第 3 項中「超過した場合」の右に「の利用料金」を、「につき」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては、」を加え、「利用区分」を「利用時間区分」に、「第 1 項の基本額の 3 割相当額を徴収する」を「利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする」に改め、同項を同表第 4 項とし、同表第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第 1 項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が 1,000 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割

営利・営業・宣伝等の目的	15割
--------------	-----

別表に次の1項を加える。

5 前各号の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(舞鶴市林業センター条例の一部改正)

第5条 舞鶴市林業センター条例(昭和61年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第2条の2 林業センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 林業センターの休館日は、規則で定めるものとする。

第3条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「前項の承認(以下「利用承認」という。)」を「施設等の利用承認」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、市長が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。

第9条中「命じる」を「命ずる」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

施設区分	利用時間区分			
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時まで)	全日 (午前9時から 午後10時まで)
	円	円	円	円
311 会議室	3,450	4,650	4,650	12,750
312 会議室	750	1,000	1,000	2,750
313 和室	450	650	650	1,750

別表第 6 項を削り、同表第 5 項中「超過した場合」の右に「の使用料」を、「につき」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては、」を加え、「利用区分」を「利用時間区分」に、「基本額の 3 割相当額を徴収する」を「使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの使用料相当額とする」に改め、同項を同表第 6 項とし、同表第 4 項中「使用料は」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては」を加え、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、「前項」の右に「の規定」を加え、「額に、第 1 項」を「額に第 1 項」に改め、「加算した額」の右に「とし、1 時間を単位とする利用にあつては、第 2 項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額」を加え、同項を同表第 5 項とし、同表第 3 項中「目的で利用する場合」の右に「の使用料」を、「基本額」の右に「又は第 2 項の規定により算出した額」を加え、同項の表を次のように改め、同項を別表第 4 項とする。

区分	割合
入場料、会費等の額が 1,000 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

別表第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「3 割相当額」を「5 割相当額」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同表第 3 項とする。

ただし、1 時間を単位として利用する場合を除く。

別表第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

別表に次の 1 項を加える。

7 第 2 項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該

額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(舞鶴引揚記念館条例の一部改正)

第 6 条 舞鶴引揚記念館条例(昭和 63 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「命じる」を「命ずる」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 4 条関係)

区分	入館料	
	一般	学生
普通展示	個人 1 人 1 回につき 400 円	個人 1 人 1 回につき 150 円
	団体 1 人 1 回につき 300 円	団体 1 人 1 回につき 100 円
特別展示	1 人 1 回につき 1,000 円以内で市長がその都度定める額	

備考

- 1 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 2 「団体」とは、20 人以上の場合をいう。
- 3 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。
- 4 記念館と併せて市長が指定する施設に入館する場合の入館料は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	入館料	
	一般	学生
普通展示	1 人 1 回につき 300 円	1 人 1 回につき 100 円
特別展示	1 人 1 回につき 1,000 円以内で市長がその都度定める額	

(舞鶴市斎場条例の一部改正)

第 7 条 舞鶴市斎場条例(平成元年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表火葬の部小人(12 歳未満)の項中「12 歳未満」を「12 歳未満の者」に改め、

同表中

「	「
円	円

10,000	20,000	を	10,000	36,000	に改める。
7,000	14,000		5,000	18,000	
3,000	6,000		3,500	10,000	
10,000	20,000		3,500	10,000	
3,000	6,000		3,500	10,000	
3,000	6,000		3,500	7,000	

(舞鶴市田辺城資料館条例の一部改正)

第8条 舞鶴市田辺城資料館条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(入館料)

第3条 資料館の展示品を観覧しようとする者(以下「入館者」という。)は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

第4条各号列記以外の部分中「資料館を利用する者(以下「利用者」という。)」を「入館者」に改め、同条第1号中「又はこの条例」を「、この条例」に改め、同条第2号中「利用者」を「入館者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

区分	入館料	
	個人	団体
一般	1人1回につき200円	1人1回につき150円
学生	1人1回につき100円	1人1回につき70円

備考

- 1 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
- 3 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料と

する。

(舞鶴市立赤れんが博物館条例の一部改正)

第9条 舞鶴市立赤れんが博物館条例(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条中「命じる」を「命ずる」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区分	入館料	
	一般	学生
普通展示	個人 1人1回につき400円	個人 1人1回につき150円
	団体 1人1回につき300円	団体 1人1回につき100円
特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額	

備考

- 1 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
- 3 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。
- 4 博物館と併せて市長が指定する施設に入館する場合の入館料は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	入館料	
	一般	学生
普通展示	1人1回につき300円	1人1回につき100円
特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額	

(舞鶴市商工観光センター条例の一部改正)

第10条 舞鶴市商工観光センター条例(平成10年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び休館日」を削り、「規則で定めるもの」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要と認める場合は、変更することができる。

第6条に次の1項を加える。

2 センターの休館日は、規則で定めるものとする。

第7条第2項中「前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)」を「施設等の利用承認」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。

第18条第2項中「第7条から第13条まで(」を「第6条から第13条まで(第6条第2項及び)」に改め、「この場合において」の右に「、第6条第1項ただし書」を加える。

別表第1項の表を次のように改める。

施設区分		利用時間区分			
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)
コンベンションホール	平日	円 7,300	円 9,750	円 11,700	円 28,750
	土曜日	8,750	11,700	14,000	34,450
	日曜日 休日				
展示交流室	平日	5,700	7,650	7,650	21,000
	土曜日	6,800	9,150	9,150	25,100
	日曜日 休日				
ホワイエ	平日	2,850	3,800	3,800	10,450

	土曜日	3,400	4,550	4,550	12,500
	日曜日				
	休日				
0A 研修室	平日	3,050	4,100	4,100	11,250
	土曜日	3,650	4,900	4,900	13,450
	日曜日				
	休日				
大会議室		2,350	3,150	3,150	8,650
会議室 1		1,400	1,900	1,900	5,200
会議室 2		1,400	1,900	1,900	5,200
会議室 3		1,400	1,900	1,900	5,200
和室 1		300	400	400	1,100
和室 2		300	400	400	1,100

備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。
- 2 コンベンションホールを利用する場合は、ホワイエの利用料金は、徴収しない。

別表第6項を削り、同表第5項中「超過した場合」の右に「の利用料金」を、「につき」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては、」を加え、「利用区分」を「利用時間区分」に、「基本額の3割相当額を徴収する」を「利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする」に改め、同項を同表第6項とし、同表第4項中「利用料金は」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては」を加え、「第2項」を「第3項」に改め、「前項」の右に「の規定」を加え、「額に、」を「額に」に改め、「加算した額」の右に「とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額」を加え、同項を同表第5項とし、同表第3項本文中「場合は」を「場合の

利用料金は」に改め、「基本額」の右に「又は第2項の規定により算出した額」を加え、同項ただし書中「場合は」を「場合を」に改め、同項の表を次のように改め、同項を別表第4項とする。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

別表第2項中「前項」を「第1項」に、「3割相当額」を「5割相当額」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同表第3項とする。

ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。

別表第1項の次に次の1項を加える。

- 2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

別表に次の2項を加える。

- 7 第2項から前項までの規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

- 8 コンベンションホール及びホワイエの冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。

(西駅交流センター条例の一部改正)

第11条 西駅交流センター条例(平成11年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第1条の2 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、規則で定めるものとする。

第2条第2項中「利用区分」を「利用時間区分」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(入館の制限等)

第7条の2 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

別表第1項の表を次のように改める。

施設区分		利用時間区分				
		午前 午前 8 時 30 分 から 正 午 まで	午後 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜間 午後 6 時から 午後 10 時まで	全日 午前 8 時 30 分 から 午後 10 時まで	
ホール	全面利用	円 6,600	円 7,650	円 7,650	円 21,900	
	部分 利用	3分の2を 利用する 場合	4,400	5,100	5,100	14,600
		3分の1を 利用する 場合	2,200	2,550	2,550	7,300
会議室 1		2,050	2,350	2,350	6,750	
会議室 2		2,300	2,650	2,650	7,600	
会議室 3		1,850	2,150	2,150	6,150	
応接室		1,200	1,400	1,400	4,000	

別表第2項中「の利用区分」を「の利用時間区分」に、「当該利用区分の欄」を「当該利用時間区分」に改め、「(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)」を削り、同表第3項中「前項」を「第1項」に、「3割相当額」を「5割相当額」に改め、同表第4項中「場合は」を「場合の使用料は」

に改め、同項の表を次のように改める。

区分	割合
入場料、会費等の額が 1,000 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

別表第 5 項中「利用区分」を「利用時間区分」に、「額に、」を「額に」に、「額、」を「額とし、」に改め、同表第 6 項中「場合は」を「場合の使用料は」に、「利用区分」を「利用時間区分」に、「基本額の 3 割相当額を」を「使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし」に、「を徴収する」を「とする」に改め、同表中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 2 項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表に次の 1 項を加える。

9 ホールの冷暖房設備の使用料については別に徴収するものとし、当該使用料の額は実費相当額とする。

(舞鶴市男女共同参画センター条例の一部改正)

第 12 条 舞鶴市男女共同参画センター条例(平成 12 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「もの」を「者」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 7 条を次のように改める。

(使用料)

第 7 条 第 3 条第 3 号から第 5 号までに掲げる施設の利用承認を受けた者は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の還付)

第7条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条を次のように改める。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用承認を受けた者は、当該利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第9条中「もの」を「者」に改める。

第10条第1項中「もの」を「者」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

舞鶴市男女共同参画センター使用料

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	使用料(1時間当たり)
セミナールーム	1,270円
多目的ルーム	1,270円
ミーティングルーム	300円

2 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

- 3 利用者が市外居住者である場合の使用料は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。
- 4 前2項の規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 5 附属設備の使用料の額は、規則で定める。

(舞鶴市大丹生コミュニティセンター条例の一部改正)

第13条 舞鶴市大丹生コミュニティセンター条例(平成13年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第5条を次のように改める。

(開館・開場時間及び休館・休場日)

第5条 施設の開館・開場時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。

施設区分	開館・開場時間
多目的広場	午前9時から午後5時まで
アリーナ	午前9時から午後9時まで
プール	午前10時から午後5時まで
屋内ゲートボール場	午前9時から午後9時まで
ミーティングルーム	

2 施設の休館・休場日は、規則で定めるものとする。

第14条中「命じる」を「命ずる」に改める。

第17条第2項中「第6条から第12条まで(」を「第5条から第12条まで(第5条第2項及び)」に改め、「この場合において」の右に「、第5条第1項ただし書」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

利用料金

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用時間区分			
	午前 (午前 9 時から 午後 1 時まで)	午後 (午後 1 時から 午後 5 時まで)	夜間 (午後 5 時から 午後 9 時まで)	全日
	円	円	円	円
多目的広場	0	0	—	0
アリーナ	2,100	2,100	2,100	6,300
プール(1人 当たり)	1回につき、3歳以上小学校の児童に相当する年齢以下である者にあつては100円、中学校の生徒に相当する年齢以上である者にあつては300円			
屋内ゲートボ ール場	700	700	700	2,100
ミーティング ルーム	500	500	500	1,500

備考

- 1 「全日」とは、多目的広場にあつては午前9時から午後5時までを、その他の施設(プールを除く。)にあつては午前9時から午後9時までをいう。
 - 2 プールの利用時間区分は、午前10時から午後5時までとする。
 - 3 多目的広場の利用時間区分は、指定管理者が必要と認めるときに限り、これを変更することができる。
- 2 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割

入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

- 3 前項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(舞鶴市西市民プラザ条例の一部改正)

第 14 条 舞鶴市西市民プラザ条例(平成 14 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号を次のように改める。

(16) スタジオ C

第 14 条中「命じる」を「命ずる」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

利用料金

- 1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用料金(1 時間当たり)
	円
展示室	1,250
料理室	1,200
市民活動団体作業ゾーン 1	850
市民活動団体作業ゾーン 2	450
いきいき交流室 1	250
いきいき交流室 2	250
いきいき交流室 3	250
集会室	1,250
催し場	1,200
スタジオ A	400
スタジオ B	250
スタジオ C	150

多目的室	700
------	-----

備考

- 1 利用時間は、正時から1時間を単位とする。
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

- 3 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。
- 4 前3項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部改正)

第15条 舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第11条中「及び休館日」を削り、「規則で定めるもの」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。

第11条に次の1項を加える。

2 コミュニティ施設の休館日は、規則で定めるものとする。

第 12 条第 2 項中「利用区分」を「利用時間区分」に改める。

第 17 条中「命じる」を「命ずる」に改める。

第 24 条第 2 項中「第 10 条、第 12 条から第 15 条まで」を「第 10 条から第 15 条まで(第 11 条第 2 項を除く。)」に改め、「ときは」と」の右に「、第 11 条第 1 項ただし書」を加える。

別表第 1 項の表を次のように改める。

施設区分		利用時間区分				1 月(月の初日から当該月の末日まで)
		午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)	
ス ペ ース 1	平日	円 7,050	円 9,450	円 9,450	円 25,950	円 401,000
	土曜日	8,450	11,300	11,300	31,050	
	日曜日					
	休日					
ス ペ ース 2	平日	5,000	6,700	6,700	18,400	284,000
	土曜日	6,000	8,000	8,000	22,000	
	日曜日					
	休日					
ス ペ ース 3	平日	3,150	4,200	4,200	11,550	141,000
	土曜日	3,750	5,000	5,000	13,750	
	日曜日					
	休日					

備考 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。

別表第 2 項中「の利用区分」を「の利用時間区分」に、「当該利用区分の欄」を「当該利用時間区分」に改め、「(その額に 100 円未満の端数があるときは、その

端数を切り上げた額)」を削り、同表第3項中「入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。)」を「コミュニティ施設等利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合」に改め、「基本額」の右に「又は前項の規定により算出した額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。

別表第3項の表を次のように改める。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

別表第4項中「利用承認を受けた期間」を「利用時間」に改め、「超過した場合」の右に「の利用料金」を加え、「利用区分」を「利用時間区分」に、「基本額の3割相当額を」を「利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし」に、「利用料金相当額を徴収する」を「利用料金相当額とする」に改め、同表に次の2項を加える。

5 前3項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

6 1月を単位として利用する場合は、電気設備等の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第9条の規定は、平成32年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市体育施設条例別表第1から別表第3までの規定、第2条の規定による改正後の舞鶴市市民交流センター条例第7条、第7条の2及び別表の規定、第4条の規定による改正後の舞鶴市勤労者福祉センター条例別表の規定、第5条の規定による改正後の舞鶴市林業センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の舞鶴市斎場条例別表の規定、第10条の規定による改正後の舞鶴市商工観光センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の西駅交流センター条例別表の規定、第12条の規定による改正後の舞鶴市男女共同参画センター条例第7条、第7条の2及び別表の規定、第13条の規定による改正後の舞鶴市大丹生コミュニティセンター条例別表の規定、第14条の規定による改正後の舞鶴市西市民プラザ条例別表の規定並びに第15条の規定による改正後の舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金から適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

受益者負担の適正化に係る取組に伴い、公の施設の使用料及び利用料金を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 56 号議案

舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市手数料条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 20 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表第 21 号中「規定による」を「規定に基づく」に改め、同号を同表第 19 号とし、同表第 22 号イ中「1,000 円」を「1,500 円」に、「500 円」を「750 円」に改め、同号ウ中「750 円」を「1,350 円」に改め、同号エ及びオ中「250 円」を「500 円」に改め、同号カ中「はり札」を「貼り札」に、「250 円」を「500 円」に改め、同号キ中「はり紙」を「貼り紙」に、「300 円」を「600 円」に改め、同号を同表第 20 号とし、同表第 23 号中「200 円」を「300 円」に改め、同号を同表第 21 号とし、同表第 24 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同表第 22 号とし、同表第 25 号中「200 円」を「300 円」に改め、同号を同表第 23 号とし、同表中第 26 号を第 24 号とし、第 27 号を第 25 号とし、第 28 号を第 26 号とし、同表第 29 号中「印鑑登録証」を「舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)第 8 条の規定に基づく印鑑登録証」に、「200 円」を「400 円」に改め、同号を同表第 27 号とし、同表第 30 号中「印鑑登録証明」を「舞鶴市印鑑条例第 14 条第 2 項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付」に、「200 円」を「300 円」に改め、同号を同表第 28 号とし、同号の次に次のように加える。

(29) 地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき認可地縁団体の告示に関する証明書の交付	1件につき	400円
(30) 舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例(平成5年条例第2号)第8条第1項の規定に基づく認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1件につき	400円

別表第31号中「200円」を「300円」に改め、同表第32号中「200円」を「400円」に改め、同表第33号中「、修学」を「又は修学」に、「200円」を「400円」に改め、同表第34号を削り、同表第35号中「被害」を「り災」に、「200円」を「400円」に改め、同号を同表第34号とし、同表第36号中「規定による」を「規定に基づく」に改め、同号を同表第35号とする。

別表第40号中「100円」を「200円」に改め、同号を同表第57号とし、同表第39号中「100円」を「200円」に改め、同号を同表第56号とし、同表第38号中「200円」を「400円」に改め、同号を同表第55号とし、同表第37号中「200円」を「400円」に改め、同号を同表第54号とし、同号の前に次のように加える。

(36) 国民健康保険料の納付に関する証明	1件につき	400円
(37) 介護保険料の納付に関する証明	1件につき	400円
(38) 後期高齢者医療保険料の納付に関する証明	1件につき	400円
(39) 特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額の納付に関する証明	1件につき	400円
(40) 生活保護の受給に関する証明	1件につき	300円
(41) 国民健康保険の資格に関する証明	1件につき	400円
(42) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者の認定	1件につき	400円
(43) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令(平成24年内閣府・農林水産	1件につき	400円

省・環境省令第1号)第3条の規定に基づく特定捕獲等の参加に係る書面の交付		
(44) 農地等の贈与税・相続税の納税猶予に関する証明	1件につき	400円
(45) 農家に関する証明	1件につき	400円
(46) 耕作に関する証明	1件につき	400円
(47) 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第5項に規定する都市開発区域に関する証明	1件につき	400円
(48) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域等に関する証明	1件につき	2,200円
(49) 境界確定に関する証明	1件につき	400円
(50) 土地区画整理事業の確定測量図等に関する証明	1件につき	2,200円
(51) 道路幅員に関する証明	1件につき	1,100円
(52) 防火管理者の資格に関する証明	1件につき	400円
(53) 救急搬送に関する証明	1件につき	400円

(舞鶴市市税条例の一部改正)

第2条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「200円」を「300」円に改める。

(舞鶴市火災予防条例の一部改正)

第3条 舞鶴市火災予防条例(昭和48年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第9(18)の項中

「

ア	水張検査	4,000円
イ	水圧検査	次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア)	容量	600リットル以下のタンク 4,000円

を

(イ) 容量 600 リットルを超えるタンク 7,000 円

ア 水張検査 第 15 号のアに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
イ 水圧検査 第 15 号のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額

に改める。

(舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 4 条 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成 6 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条の 2 第 1 項第 1 号中「3,000 円」を「4,200 円」に改め、同項第 2 号中「2,000 円」を「3,000 円」に改め、同項第 3 号中「3,000 円」を「4,200 円」に改め、同項第 4 号中「2,000 円」を「3,000 円」に改め、同項第 5 号から第 7 号までの規定中「3,000 円」を「4,200 円」に改め、同項第 8 号中「2,000 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市手数料条例別表の規定、第 2 条の規定による改正後の舞鶴市市税条例第 18 条の 4 の規定、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市火災予防条例別表第 9 の規定及び第 4 条の規定による改正後の舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第 29 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

受益者負担の適正化に係る取組に伴い、市が徴収する手数料を改めたいので提案する。

第 57 号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の右に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円をこえる」を「135万円を超える」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の右に「に10万円を加算した金額」を加える。

第30条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第33条の3中「扶養控除額を、」の右に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第35条の2各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の右に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第47条の3中「について」を「において」に、「(以下この節)」を「(次条第1項)」

に改める。

第48条第1項中「による申告書」の右に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の右に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の右に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の右に「第4項の」を、「重量」の右に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に、「の本数を」を「を紙巻たばこの本数に」に、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条

第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金

額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第2条の3第1項中「得た金額」の右に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第7条の2第19項を同条第20項とし、同条第18項の次に次の1項を加える。

- 19 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とする。

附則第14条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第7条の2第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第12項各号列記以外の部分中「新条例」を「舞鶴市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第14項中「新条例第92条第1項」を「舞鶴市市税条例第92条の2第1項」に改める。

附則第23項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第24項の表附則第15項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第16項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中舞鶴市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条第1項の改正規定並びに第6条並びに附則第6項から第12項までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第14条の2第3項の改正規定並びに次項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5項の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中舞鶴市市税条例第94条第3項各号列記以外の部分の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中舞鶴市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第13項から第18項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第33条の3及び第35条の2の改正規定並びに同条例附則第2条の3の改正規定並びに附則第3項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第19項から第24項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中舞鶴市市税条例附則第7条の2第19項を同条第20項とし、同条第18項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 5 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第43項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第43項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第43項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第43項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(市たばこ税に関する経過措置)
- 6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
(手持品課税に係る市たばこ税)
- 7 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第14項及び第20項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)附則第11項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び附則第11項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1項第1号

に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第10項及び第11項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第14項及び第20項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 10 附則第7項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9項、
------	-----------------	---

第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9項

11 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第7項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

- 12 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における附則第10項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。
(市たばこ税に関する経過措置)
- 13 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
(手持品課税に係る市たばこ税)
- 14 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第21項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 17 附則第14項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第16項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第15項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第16項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第15項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項

- 18 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等

は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 19 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 20 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101

条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第22項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第21項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第22項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第21項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項

24 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附

則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

提案理由

地方税法の改正に伴い、個人所得課税の見直し及び市たばこ税の税率の引上げを行うとともに、中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 58 号議案

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市農業公園条例(平成 17 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「400,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 17 条中「命じる」を「命ずる」に改める。

別表第 1 中「利用の単位が 3 日以下の場合 1 区画 1 回につき 25,920 円」を「宿泊日が土曜日又は休前日等の場合 1 人 1 泊につき 7,290 円」に、「利用の単位が 4 日以上 7 日以下の場合 1 区画 1 回につき 25,920 円に利用の単位が 3 日を超える 1 日ごとに 4,320 円を加算した額」を「その他の場合 1 人 1 泊につき 5,940 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。
- 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。
- 3 利用する期間が 1 年に満たないとき(滞在型市民農園を一時利用するときを除く。)は、月割計算及び日割計算により算出した額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。
- 4 滞在型市民農園を一時利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。

別表第 2 第 1 項の表備考 2 中「(昭和 23 年法律第 178 号)」を削り、同表備考 3

中「原則として」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後に開始される滞在型市民農園の利用に係る敷金について適用し、同日前に開始された滞在型市民農園の利用に係る敷金については、なお従前の例による。

提案理由

農業公園の利用の促進を図るため、滞在型市民農園の長期利用に係る敷金の額を引き下げるとともに、滞在型市民農園の一時利用に係る利用料金の基準額を改めたので提案する。

第 59 号議案

舞鶴市認定こども園条例制定について

舞鶴市認定こども園条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市認定こども園条例

(設置)

第 1 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。)の規定に基づき、子ども(法第 2 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、同条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として、舞鶴市認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第 2 条 認定こども園の名称、位置等は、次のとおりとする。

名称	位置	入園定員
舞鶴こども園	舞鶴市字円満寺100番地の4	93人

(休園日)

第 3 条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(職員)

第4条 認定こども園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1人
- (2) 保育教諭 若干人
- (3) その他の職員 若干人

(入園の資格)

第5条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども(市内に住所を有するものに限る。)
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども
- (3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども
(使用料)

第6条 認定こども園に入園している子どもの保護者は、その利用に係る使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育又は保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育又は保育に要した費用の額)とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由のあった子どもに係る第1項の使用料の額は、前項の規定による額に、当該月における利用日数を前条第1号に掲げる子どもにあっては20、同条第2号及び第3号に掲げる子どもにあっては25で除して得た数を乗じて得た額とする。

- (1) 月の途中において認定こども園で教育又は保育を受け始めたこと。
- (2) 月の途中において認定こども園で教育又は保育を受けることをやめること。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、認定こども園に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園の入園の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(舞鶴市立幼稚園設置条例の廃止)

- 3 舞鶴市立幼稚園設置条例(昭和24年条例第53号)は、廃止する。

(舞鶴市保育所条例の一部改正)

- 4 舞鶴市保育所条例(昭和26年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条の表西乳児保育所の項を削る。

第11条第2項中「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)別表第2に規定する基準により算定した額」を「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

(舞鶴市保育所使用条例の一部改正)

- 5 舞鶴市保育所使用条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市保育所及び認定こども園使用条例

第1条中「の保育所」の右に「及び認定こども園」を加え、「「保育所」を「「保育所等」に改める。

第2条中「保育所建物」を「保育所等の建物」に改める。

第3条中「保育所」を「保育所等」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

保育所等使用料表

保育所等の名称	使用料		
	昼間	夜間	昼夜連続
うみべのもり保育所	円 300	円 350	円 500

中保育所	300	350	500
舞鶴こども園	300	350	500

提案理由

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、本市に幼保連携型認定こども園を設置することとし、必要な事項を定めたいので提案する。

第 60 号議案

舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について

舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 言語としての手話の普及(第 7 条)

第 3 章 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進(第 8 条—第 13 条)

第 4 章 施策の実施状況に係る点検及び評価(第 14 条)

附則

全ての市民が、障害の有無にかかわらず、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすためには、お互いの意思や感情を伝え合うコミュニケーション手段の確保が極めて大切である。

舞鶴市では、戦後間もなく聴覚障害者や視覚障害者による団体が結成され、教育の機会を獲得するための活動等を行い、昭和 27 年に聴覚障害児と視覚障害児のための京都府立聾学校舞鶴分校・盲学校舞鶴分校が開校した。一方、市としては、手話通訳ができる職員を市役所に配置したほか、昭和 57 年に舞鶴市身体障害者福祉セン

ターを開設するなど、手話の普及、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、点字や音訳による情報提供など障害者のコミュニケーション手段の確保にボランティア団体などと協働して取り組んできた。

手話は、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法を有する言語として、聴覚障害者により意思疎通を図るための手段として育まれてきた文化的所産であり、その認識が広く共有されなければならない。

また、障害には、聴覚障害、視覚障害、発達障害などの多様な障害があり、これらの障害のある者が相互に、あるいは、障害のない者と円滑な意思疎通を図るために、手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することが求められている。

このような中、平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約及び同条約を批准するために平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語であると位置付けられるとともに、障害者についてコミュニケーション手段の選択の機会が確保されることが必要である旨が定められた。

しかしながら、手話が言語であるという認識が十分に共有されているとは言い難く、また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できる環境の整備には今なお課題があり、日常生活又は社会生活において、不便や不安を感じている障害者も少なくない。

こうした状況に鑑み、舞鶴市は、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現

に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害者 障害のある者であつて、障害及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、触手話、平易な表現その他の障害者が日常生活及び社会生活において必要とする意思疎通の手段をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害者の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

- 2 言語としての手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であつて、手話を使い日常生活及び社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。
- 3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることが必要であるとの認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、

言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、関係機関と連携を図り、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用により、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 言語としての手話の普及

第7条 市は、市民が言語としての手話に対する理解を深めることができるよう、関係機関と協力し、言語としての手話に関する啓発を行うものとする。

- 2 市は、手話により日常生活及び社会生活を営む障害者に対して、手話による対応をすることができるよう、手話通訳ができる職員の配置に努めるものとする。

第3章 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進

(環境の整備)

第8条 市は、コミュニケーション支援者の派遣、障害者からの相談に応じる拠点の支援等を行うことにより、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用し、及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段により情報を取得しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(啓発及び学習の機会の提供)

第9条 市は、市民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めることができるよう、関係機関と協力し、障害の特性に応じたコミュニケー

ション手段に関する啓発を行うとともに、その学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(情報の発信等)

第 10 条 市は、障害者が市政に関する情報を円滑に取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

2 市は、災害その他非常の事態の場合に、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段により必要な情報を円滑に取得することができるよう、関係機関と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の養成等)

第 11 条 市は、コミュニケーション支援者が確保されるよう、関係機関と協力し、コミュニケーション支援者の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者に対する支援)

第 12 条 市は、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動について、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(職員に対する研修)

第 13 条 市は、職員に対し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する研修を行うものとする。

第 4 章 施策の実施状況に係る点検及び評価

第 14 条 市長は、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の実施状況について、舞鶴市障害者施策推進協議会条例(昭和 56 年条例第 15 号)の規定による舞鶴市障害者施策推進協議会の点検及び評価を受けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念、市の施策を推進するための基本的事項等を定めたいので提案する。

第 61 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「及び前島みなと公園」を「、前島みなと公園及び伊佐津川運動公園」に改める。

第 2 条の 4 中「第 4 条の 2 第 1 項」を「次項」に改め、「及び休館・休場日」を削り、「規則で定めるもの」を「別表第 2 の 2 のとおり」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、開館・開場時間を変更することができる。

第 2 条の 4 に次の 1 項を加える。

2 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設及び無料公園施設の休館・休場日は、規則で定めるものとする。

第 4 条の 2 第 1 項中「有料公園施設及び」を「指定管理者管理公園の有料公園施設及び」に改め、「(伊佐津川運動公園にあつては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」を削り、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の許可(以下「利用許可」という。)」を「利用許可」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第 3 第 1 項、別表第

4 第 1 項、別表第 6 第 1 項、別表第 10 第 1 項及び別表第 11 第 1 項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、屋外運動施設、弓道場、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設については、これらの施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、それぞれ別表第 3 第 1 項、別表第 4 第 1 項、別表第 10 第 1 項及び別表第 11 第 1 項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から 1 時間を単位として利用承認をすることができる。

第 9 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(使用料)」を付する。

第 9 条の 2 を削る。

第 10 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第 13 条第 2 項前段中「第 4 条の 2」を「第 2 条の 4(第 2 項を除く。)、第 4 条の 2」に、「同条第 2 項」を「第 2 項」に改め、同項後段中「場合において」の右に「、第 2 条の 4 第 1 項ただし書」を加え、「中「指定管理者(伊佐津川運動公園にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第 2 項及び第 3 項並びに」を「から第 4 項まで及び」に改める。

別表第 2 の 2 を次のように改める。

別表第 2 の 2(第 2 条の 4 関係)

都市公園又は施設の名称	開館・開場時間
舞鶴自然文化園	午前 9 時から午後 5 時まで
屋外運動施設	
野球場	午前 9 時から午後 5 時まで
人工芝テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
陸上競技場	午前 9 時から午後 9 時まで
人工芝グラウンド	(1) 3 月 1 日から 4 月 30 日まで及び 9 月 1
多目的グラウンド	日から 9 月 30 日までの期間 午前 7 時から
クレーテニスコート	午後 6 時まで
	(2) 5 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 午
	前 7 時から午後 7 時まで
	(3) 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 午
	前 8 時から午後 5 時まで
	(4) 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期

		間 午前9時から午後5時まで
弓道場		午前9時から午後9時まで
五老ヶ岳公園展望タワー		(1) 4月1日から11月30日までの期間 ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時から午後9時まで イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで (2) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで
赤れんが施設		午前9時から午後10時まで
野外活動施設	グリーンスポーツセンター	(1) 宿泊しない場合 午前9時から午後5時まで (2) 宿泊する場合 午後5時から翌日の午前9時まで
陶芸館		午前9時から午後5時まで
舞鶴市民	パターゴルフ場	午前9時から午後5時まで
レジャー	ちびっこゲレンデ	午前9時から午後5時まで
施設	文化公園プール	午前10時から午後7時まで
舞鶴文化公園体育館		午前9時から午後9時まで
多目的屋	文化公園多目的施設	午前9時から午後9時まで
内施設	泉源寺多目的施設	午前9時から午後9時まで
舞鶴親海公園海釣護岸		(1) 4月1日から5月31日まで及び9月1日から11月30日までの期間 午前7時から午後6時まで (2) 6月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで (3) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前7時から午後5時まで

漁村活性化センター	午前 10 時から午後 8 時まで
-----------	-------------------

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3(第 10 条の 2 関係)

屋外運動施設利用料金

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用時間区分			
	午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)	全日(野球場、人工芝グラウンド、多目的グラウンド及びクレーテニスコートにあっては午前 9 時から午後 5 時まで、人工芝テニスコート及び陸上競技場にあっては午前 9 時から午後 9 時まで)
	円	円	円	円
野球場	4,200	4,200	—	8,400
人工芝テニスコート(1 面につき)	2,200	2,200	2,200	6,600
陸上競技場	全面	2,800	2,800	8,400
	2 分の 1	1,400	1,400	4,200
	4 分の 1	700	700	2,100
人工芝グラウンド	全面	15,200	15,200	30,400
	2 分の 1	7,600	7,600	15,200
多目的グラウンド	全面	1,400	1,400	2,800
	2 分の 1	700	700	1,400
クレーテニスコート(1 面につき)	1,000	1,000	—	2,000

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、野球場にあつては1,050円、人工芝テニスコートにあつては550円、陸上競技場にあつては700円(2分の1利用の場合にあつては5割相当額、4分の1利用の場合にあつては2.5割相当額)、人工芝グラウンドにあつては3,800円(2分の1利用の場合は5割相当額)、多目的グラウンドにあつては350円(2分の1利用の場合は5割相当額)、クレーテニスコートにあつては250円とする。
- 2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 3 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

- 4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。
- 5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用

時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間(野球場、人工芝グラウンド、多目的グラウンド及びクレーテニスコートにあつては、午後))の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる

6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第3の次に次の9表を加える。

別表第4(第10条の2関係)

弓道場利用料金

1 基本額は、次のとおりとする。

利用区分	利用時間区分			
	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
全面専用利用(団体利用に限る。)	円 1,600	円 1,600	円 1,600	円 4,800
個人利用(1人1回当たり)	200	200	200	600

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、全面専用利用にあつては400円とし、個人利用にあつては50円とする。
 - 2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 1時間を単位として利用する場合(全面専用利用に限る。)の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利

用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

- 3 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては第 1 項の基本額に当該基本額の 5 割相当額を加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあつては前項の規定により算出した額に当該額の 5 割相当額を加算した額とする。
- 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 5 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第 5(第 10 条の 2 関係)

五老ヶ岳公園展望タワー利用料金

区分	利用料金
大人	1 人 1 回 200 円
小人	1 人 1 回 100 円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 義務教育就学前の者は、無料とする。

別表第 6(第 10 条の 2 関係)

赤れんが施設利用料金

- 1 赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)

施設区分	利用時間区分			
	午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時)	夜間(午後 6 時から午後 10 時)	全日(午前 9 時から午後 10 時)

		まで)	まで)	まで)
ホール		円	円	円
	平日	4,500	6,000	7,000
	土曜日	6,000	8,000	9,000
	日曜日			
	祝日			
特別会	平日	1,100	1,500	1,800
議室	土曜日	1,400	1,800	2,100
	日曜日			
	祝日			

備考

- 1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。
- 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が500円未満	12割
入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満	13割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	15割
入場料、会費等の額が3,000円以上	17割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

- 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数

があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 5 冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。

2 赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)

施設区分		利用時間区分			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
赤れんが回廊		円	円	円	円
	1階	—	—	—	12,000
	2階	—	—	—	8,000
企画展示室		—	—	—	20,000
スペース1		2,000	2,600	3,200	7,800
スペース2		2,000	2,600	3,200	7,800
スペース3		900	1,200	1,600	3,700

備考

- 1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。
- 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が500円未満	12割
入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満	13割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	15割

入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

- 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

3 赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)

施設区分	利用時間区分			
	午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)
	円	円	円	円
フリースペース 1	2,000	2,600	3,200	7,800
フリースペース 2	2,000	2,600	3,200	7,800
フリースペース 3	2,000	2,600	3,200	7,800
フリースペース 4	2,000	2,600	3,200	7,800
工房エリア	2,000	2,600	3,200	7,800
スタジオ 1	500	800	1,300	2,600
スタジオ 2	500	800	1,300	2,600
スタジオ 3	500	800	1,300	2,600
工房 1	300	400	500	1,200
工房 2	300	400	500	1,200
工房 3	300	400	500	1,200
工房 4	300	400	500	1,200

備考

- 1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 割相当額とする。
- 2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める

額の3割相当額とする。

- 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

- 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)

施設区分			利用時間区分			
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
大型 多目的 ホール	全面 利用	平日	円 2,700	円 3,500	円 4,300	円 10,500
		土曜日	3,600	4,500	5,900	14,000
		日曜日				
		祝日				
	半面 利用	平日	1,600	2,000	2,400	6,000
		土曜日	2,000	2,400	3,200	7,600
		日曜日				
		祝日				

備考

- 1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。
- 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

- 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

別表第7(第10条の2関係)

野外活動施設(グリーンスポーツセンター)利用料金

区分			利用料金	
			市内利用者	市外利用者
キャンプ場宿泊棟	日帰り	大人	1人1回 300円	1人1回 600円
		小人	1人1回 150円	1人1回 300円
	宿泊	大人	1人1回 600円	1人1回 1,200円
		小人	1人1回 300円	1人1回 600円
ログハウス(1団体1棟当たり)	日帰り	4,000円	6,000円	

	宿泊	8,000 円	12,000 円
--	----	---------	----------

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 義務教育就学前の者は、無料とする。

別表第 8(第 10 条の 2 関係)

陶芸館(工芸室)利用料金

区分	利用料金	
	個人	団体
大人	1 人 1 回 400 円	1 人 1 回 300 円
小人	1 人 1 回 100 円	1 人 1 回 70 円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 「団体」とは、20 人以上の場合をいう。
- 4 義務教育就学前の者は、無料とする。

別表第 9(第 10 条の 2 関係)

舞鶴市民レジャー施設利用料金

1 パターゴルフ場

区分	利用料金(1 ラウンド(18 ホール)につき)
大人	500 円
小人	250 円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
 - 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者並びに義務教育就学前の者をいう。
- 2 ちびっこゲレンデ 利用料金は、無料

3 文化公園プール

区分	利用料金		
	個人	団体	
		30人以上100人未満の場合	100人以上の場合
大人	1人1回 550円	1人1回 470円	1人1回 440円
小人	1人1回 350円	1人1回 300円	1人1回 280円
幼児(3歳以上の者に限る。)	1人1回 150円	1人1回 130円	1人1回 120円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 3歳未満の者は、無料とする。

別表第10(第10条の2関係)

舞鶴文化公園体育館利用料金

- 1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分				利用時間区分			
				午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
競技場	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	円 6,600	円 8,800	円 9,300	円 24,700
			入場料を徴収する場合	26,400	35,200	37,200	98,800
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	19,800	26,400	27,900	74,100

	合	入場料額 (最高額。 以下同 をじ。)2,0 00 円未 収満 す る 場 合	132,000	176,000	186,000	494,000
		2,000 円 以上 場 合	138,600	184,800	195,300	518,700
部 分 利 用	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	競技場の 2 分の 1 を利 用する場合	3,900	5,200	5,550	14,650
	する場合 (入場料を 徴収しな い場合)	競技場の 4 分の 1 を利 用する場合	1,950	2,600	2,850	7,400
剣 道 場	全 面 利 用	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	3,450	4,600	4,800	12,850
		入場料を徴 収しない場 合				
		入場料を徴 収する場合	13,800	18,400	19,200	51,400
部 分 利 用	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	競技場の 2 分の 1 を利 用する場合	2,100	2,800	2,850	7,750
	場合 (入場料を 徴収しな い場合)	個人 児童・ 生徒 一般 る場	200	200	200	-
		用す る場	300	300	300	-

			合(1 人につ つき)				
柔 道 場	全 面 利 用	アマチュ	入場料を徴 収しない場 合	3,450	4,600	4,800	12,850
		アスポー ツに利用 する場合	入場料を徴 収する場合	13,800	18,400	19,200	51,400
	部 分 利 用	アマチュ	競技場の 2 分の 1 を利 用する場合	2,100	2,800	2,850	7,750
		用 する 場 合 (入場料を 徴収しな い場合)	個人児 童・生 徒	200	200	200	-
			一般	300	300	300	-
ト レ ー ニ ン グ 室	全 面 利 用	/		競技場を全面利用する場合の利用料金の 2 割相当 額			
	個 人 利 用 (1 人につき)	児童・生徒	200	200	200	-	
		一般	300	300	300	-	
第 1 会議室				1,350	1,900	2,100	5,350
第 2 会議室				750	1,000	1,200	2,950

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。
 - 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
 - 3 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、午前9時までの利用にあつては午前の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後9時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
 - 4 児童・生徒が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。
 - 5 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用するときの基本額は、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が2,000円未満の場合の額とする。
- 2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
 - 3 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額の5割相当額とする。
 - 4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。
 - 5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第 11(第 10 条の 2 関係)

多目的屋内施設利用料金

- 1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分		利用時間区分			
		午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)
文化公園		円	円	円	円
多目的施設	全面	2,200	2,700	3,400	8,300
	2 分の 1	1,200	1,500	1,800	4,500
泉源寺多目的施設	全面	1,500	1,500	1,500	4,500
	2 分の 1	750	750	750	2,250

備考 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。

- 2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 3 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第 1 項の基本額に当該基本額の 5 割相当額を加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、第 2 項の規定により算出した額に当該額の 5 割相当額を加算した額とする。
- 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

- 5 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第12(第10条の2関係)

ツバキ園及びアジサイ園利用料金

区分	利用料金
大人	1人1回500円
小人	1人1回250円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 義務教育就学前の者は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第3から別表第12までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

伊佐津川運動公園の管理を指定管理者が行うこととするとともに、受益者負担の適正化に係る取組に伴い、都市公園の利用料金を改める等所要の改正を行いたいの
で提案する。

第 62 号議案

舞鶴市公民館条例及び舞鶴市文化施設条例の一部を改正する等の条例制定について

舞鶴市公民館条例及び舞鶴市文化施設条例の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市公民館条例及び舞鶴市文化施設条例の一部を改正する等の条例
(舞鶴市公民館条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市公民館条例(昭和 51 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第 5 条 公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 公民館の休館日は、教育委員会規則で定めるものとする。

第 6 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条中「公民館」の右に「の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)」を加え、「使用しよう」を「利用しよう」に、「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に、「についても」を「又は特別の設備等を設けようとする場合も」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第 2 第 1 項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、委員会が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時

から1時間を単位として利用承認をすることができる。

- 3 委員会は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。

第7条から第10条までを次のように改める。

(利用承認の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他施設等の管理運営上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。
- (2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。
- (3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。
- (4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。
- (5) 施設等の管理運営上支障があるとき。

- 2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

第10条 削除

第11条の見出しを「(使用料の還付)」に改め、同条中「公民館の使用料は、前納とし、」を削り、同条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

(目的外利用等の禁止)

第 12 条 利用者は、利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(入館の制限等)

第 13 条 委員会は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、公民館への入館を拒み、又は公民館からの退館を命ずることができる。

第 14 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「公民館の使用を終わった」を「施設等の利用が終了した」に、「使用承認」を「利用承認」に改め、「直ちに、」の右に「当該施設等を」を加え、「回復して返還しなければ」を「回復しなければ」に改め、同条第 2 項を削る。

第 15 条中「使用者は、その使用により公民館若しくはその附属設備等」を「施設等」に、「とき」を「者」に、「委員会の認定に基づき、」を「その」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

別表第 1 に次のように加える。

舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地
舞鶴市城南会館	舞鶴市字女布 406 番地の 3

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 9 条関係)

公民館使用料表

1 基本額は、次のとおりとする。

公民館名	施設区分	利用時間区分			
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)
舞鶴市中央公民館	ホール	円 6,050	円 8,100	円 8,100	円 22,250

	401 会議室	3,750	5,050	5,050	13,850
	402 会議室	950	1,300	1,300	3,550
	405 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
	406 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
	403 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
	404 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
	視聴覚室	2,300	3,100	3,100	8,500
	料理室	3,050	4,100	4,100	11,250
舞鶴市東公民館	ホール	4,600	6,000	6,900	17,500
	講義室	2,100	2,700	3,100	7,800
	会議室	1,500	2,000	2,300	5,800
	和室	1,400	1,800	2,100	5,300
	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700
舞鶴市西公民館	ホール	2,800	3,750	3,750	10,300
	201 会議室	2,700	3,600	3,600	9,900
	202 会議室	950	1,300	1,300	3,550
	203 会議室	750	1,000	1,000	2,750
	301 会議室	950	1,300	1,300	3,550
	302 会議室	1,400	1,900	1,900	5,200
	411 会議室	3,850	5,150	5,150	14,150
	204 和室	1,400	1,900	1,900	5,200
	303 和室	1,700	2,300	2,300	6,300
	412 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
	料理室	1,950	2,600	2,600	7,150
舞鶴市南公民館	ホール	2,550	3,400	3,400	9,350
	第1 会議室	2,300	3,100	3,100	8,500
	第2 会議室	1,950	2,600	2,600	7,150
	第3 会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第4 会議室	1,600	2,150	2,150	5,900

	和室	1,050	1,450	1,450	3,950
	料理室	1,700	2,300	2,300	6,300
舞鶴市加佐公民館	ホール	2,100	2,850	2,850	7,800
	会議室	1,000	1,350	1,350	3,700
	和室	1,400	1,900	1,900	5,200
	料理室	750	1,000	1,000	2,750
舞鶴市大浦会館	ホール	1,900	2,550	2,550	7,000
	第1会議室	1,150	1,550	1,550	4,250
	第2会議室	750	1,050	1,050	2,850
	和室	850	1,150	1,150	3,150
	料理室	1,000	1,350	1,350	3,700
舞鶴市城南会館	ホール	2,650	3,550	3,550	9,750
	会議室	1,600	2,150	2,150	5,900
	和室	1,150	1,550	1,550	4,250
	工房	1,400	1,900	1,900	5,200
	料理室	2,250	3,050	3,050	8,350

備考 舞鶴市西公民館の303和室又は舞鶴市加佐公民館の和室について、その2分の1を利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。

- 2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 3 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。
- 4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
----	----

入場料、会費等の額が 1,000 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

- 5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第 1 項の基本額又は第 3 項若しくは前項の規定により算出した額に第 1 項の基本額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、第 2 項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に、第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。
- 6 利用時間を超過した場合の使用料は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの使用料相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 7 第 2 項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 8 ホールの冷暖房設備の使用料については別に徴収するものとし、当該使用料の額は実費相当額とする。
- 9 附属設備の使用料の額は、市長が別に定める。

(舞鶴市文化施設条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市文化施設条例(昭和 58 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表舞鶴市文化情報センターの項から舞鶴市城南会館の項までを削る。

第 2 条第 1 号中「すぐれた」を「優れた」に、「、文化」を「及び文化」に、「及び市民」を「並びに市民」に改める。

第 3 条中「舞鶴市総合文化会館及び舞鶴東コミュニティセンター(以下「指定管理施設」という。)」を「施設」に改める。

第4条第2号中「指定管理施設及び」を「施設及び」に、「指定管理施設等」を「施設等」に改め、同条第3号及び第4号中「指定管理施設等」を「施設等」に改める。

第5条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。

2 施設の休館日は、規則で定めるものとする。

第6条第1項中「施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)」を「施設等」に改め、「、指定管理施設等にあつては」及び「、指定管理施設以外の施設(以下「市管理施設」という。)」及びその附属設備にあつては市長の」を削り、同条第2項中「又は市長」を削り、「前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)」を「施設等の利用承認」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1第1項及び別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、舞鶴東コミュニティセンターについては、当該施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。

第7条各号列記以外の部分、第8条ただし書及び第9条中「又は市長」を削る。

第10条第1項中「指定管理施設等」を「施設等」に改め、「受けた者」の右に「(以下「利用者」という。)」を加え、同条第3項中「指定管理施設」を「施設」に改める。

第13条を削る。

第14条中「利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)」を「利用者」に改め、「当該」を削り、同条を第13条とする。

第15条中「又は市長」を削り、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第1項中「指定管理施設等」を「施設等」に改め、同条第2項前段中「第6条から第9条まで、第13条」を「第5条から第12条まで(第5条第2項及び第

10条第2項を除く。)に、「第15条」を「第14条」に、「指定管理施設等」を「施設等」に改め、同項後段中「第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項」を「第5条第1項ただし書、第6条」に改め、「又は市長」を削り、「第13条第1項中「市管理施設及びその附属設備」とあるのは「指定管理施設等」と、同条第2項中「市管理施設」とあるのは「指定管理施設」と、「別表第3から別表第6まで」とあるのは「別表第1及び別表第2」と、「規則に定めるとおり」とあるのは「規則に定める額の範囲内で、市長が定める額」とを「第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と」に、「第15条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第19条を第18条とする。

別表第1第1項の表を次のように改める。

施設区分		利用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
大ホール		円	円	円	円
	平日	29,200	39,000	46,800	115,000
	土曜日	35,100	46,800	56,100	138,000
	日曜日 祝日				
舞台のみ	平日	4,550	6,100	7,300	17,950
	土曜日	5,450	7,300	8,750	21,500
	日曜日				
	祝日				

練習室	2,550	3,400	3,400	9,350
楽屋 1	500	700	700	1,900
楽屋 2	500	700	700	1,900
楽屋 3	900	1,250	1,250	3,400
楽屋 4	500	700	700	1,900
楽屋(和室 1)	700	950	950	2,600
楽屋(和室 2)	700	950	950	2,600
会議室	550	750	750	2,050
ホワイエ	2,650	3,550	3,550	9,750

備考

1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。

2 大ホールを利用する場合(舞台のみを利用する場合を除く。)は、練習室、楽屋、会議室及びホワイエの利用料金は徴収しない。

別表第 1 第 2 項中「3 割相当額」を「5 割相当額」に改め、同表第 3 項ただし書中「場合は」を「場合を」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	割合
入場料、会費等の額が 1,000 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割
入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

別表第 1 第 4 項中「中丹地区以外の居住者」を「市外居住者」に改め、「前項」の右に「の規定」を加え、同表第 5 項中「基本額の 3 割相当額」を「利用料金を当該利用時間区分の時間数で除して得た額」に改め、同表に次の 2 項を加える。

6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

7 大ホール及びホワイエの冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。

別表第2第1項の表を次のように改める。

施設区分		利用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
集会室 (小ホール)		円	円	円	円
	平日	4,350	5,850	7,000	17,200
	土曜日	5,250	7,000	8,400	20,650
	日曜日 祝日				
展示室 A		2,750	3,700	3,700	10,150
展示室 B		1,350	1,800	1,800	4,950
会議室		2,100	2,800	2,800	7,700
研修室 1		1,500	2,050	2,050	5,600
研修室 2		1,500	2,050	2,050	5,600
和室		1,350	1,800	1,800	4,950

備考 学校教育法及び児童福祉法に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。

別表第2第5項中「につき」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては、」を加え、「利用区分」を「利用時間区分」に、「基本額の3割相当額」を「利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額」に、「1時間として」を「1時間とし」に改め、同項を同表第6項とし、同表第4項中「利用料金は」の右に「、利用時間区分を単位とする利用にあつては」を加え、「第2項」を「第3項」に改め、「前項」の右に「の規定」を加え、「額に、」を「額に」に改め、「加算した額」の右に「とし、1時間を単位とする利用にあつては、」

第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額」を加え、同項を同表第5項とし、同表第3項中「基本額」の右に「又は第2項の規定により算出した額」を加え、「場合は」を「場合を」に改め、同項の表を次のように改め、同項を別表第2第4項とする。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

別表第2第2項中「前項」を「第1項」に、「3割相当額」を「5割相当額」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同表第3項とする。

ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。

別表第2第1項の次に次の1項を加える。

2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

別表第2に次の2項を加える。

7 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

8 集会室の冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。

別表第3から別表第6までを削る。

(舞鶴市西地区多機能施設条例の廃止)

第3条 舞鶴市西地区多機能施設条例(平成27年条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条中舞鶴市文化施設条例第6条の改正規定(同条第1項に係る部分を除く。)並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市公民館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料から適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の舞鶴市文化施設条例別表第1及び別表第2の規定は、平成32年4月1日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 施行日前に第2条の規定による改正前の舞鶴市文化施設条例第6条第1項の規定により行われた舞鶴市文化情報センター、舞鶴市大浦会館、舞鶴市中総合会館コミュニティセンター及び舞鶴市城南会館の利用承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)並びに第3条の規定による廃止前の舞鶴市西地区多機能施設条例第4条第1項の規定により行われた舞鶴市西地区多機能施設の利用承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、第1条の規定による改正後の舞鶴市公民館条例第6条第1項の規定により行われた舞鶴市立公民館の利用承認とみなす。

(重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正)

- 5 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 総合文化会館

第2条中第11号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、第16号から第18号までを4号ずつ繰り上げ、第19号を削り、第20号を第15号とし、第21号から第27号までを5号ずつ繰り上げる。

提案理由

公民館の機能強化を図るため、文化施設として設置していた大浦会館、城南会館等を公民館として位置付けるとともに、受益者負担の適正化に係る取組に伴い、公民館の使用料及び文化施設の利用料金を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 63 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 64 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条
例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同条第2号中
「をいう」の右に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと
認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の
分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする
ための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力
を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第46条中「第7条第1号及び第2号」を「第7条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(食事の提供の経過措置)」を付し、同項中「者」の右に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)」を付する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限

る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設に関する基準及び家庭的保育事業における食事の提供に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 65 号議案

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、放課後児童支援員の要件を改めたいので提案する。

第 66 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴親海公園災害復旧工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

248,400,000 円

4 契約の相手方

東亜・丸富特定建設工事共同企業体

代表者 京都市下京区西洞院通五条下ル小柳町 513-2

東亜建設工業株式会社京滋営業所

所長 恒川 和久

構成員 舞鶴市字市場 202 番地 10

株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

提案理由

舞鶴親海公園災害復旧工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 67 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

(仮称)舞鶴こども園整備工事

2 変更前契約金額

275,292,000 円

3 変更後契約金額

282,627,360 円

4 契約の相手方

丸富・西工舎・丹和特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 10

株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

構成員 舞鶴市字引土 59

株式会社西工舎

代表取締役 丸岡 登

構成員 舞鶴市字宮津口 51

株式会社丹和

代表取締役 谷口 洋史

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

提案理由

(仮称)舞鶴こども園整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

第 68 号議案

市道路線の認定及び変更について

下記のとおり市道路線を認定し、及び変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

舞鶴市長職務代理者

舞鶴市副市長 堤 茂

記

1 認定する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
森三本木 10 号線	舞鶴市字森小字三本木 362 番 3 から	
	舞鶴市字森小字三本木 301 番 4 まで	

2 変更する路線

路線名	変更	起点及び終点	重要な経過地
西方寺五明線	前	舞鶴市字西方寺小字五明 418 番 1 から	
		舞鶴市字西方寺小字五明 1541 番 まで	
	後	舞鶴市字西方寺小字五明 418 番 1 から	
		舞鶴市字西方寺小字五明 1521 番 1 まで	

提案理由

森地区の市道認定及び西方寺地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。